

取り消し・払い戻し

取り消しとは、予約便の取り消しをいう。

払い戻しとは、予約便の取り消しを行った結果の航空券の払い戻しをいう。

旅行出発前、出発後に旅客の都合により取り消し・払い戻しをした場合の取り扱いを明記してある（出発後、日本以外の国で払い戻す場合は、当該国の為替管理法に従って取り扱われることになる）。

一部のキャリア運賃については、病気の場合の取り扱い特例がある場合もある。ご利用航空会社へお問い合わせください。

出発後に“適用可能運賃または、より高額な適用可能運賃への支払いに全額充当可”と規定されている場合は、本書収録の、その他のより高額な適用運賃に差額収受のうえ、変更してもよい。ただし、そのより高額な適用運賃の適用条件をすべて満たしていること。

(a)「制限なし」あるいは、「通常の取り消し、払い戻し手続き」とある場合は、下記に従う。

出発前……予約を取り消し、全額を払い戻す。

出発後……予約を取り消し、支払い額とすでに旅行した区間の適用可能運賃額との差額を払い戻す。

(b)「発券後出発まで」

①大人17,500円、小児13,200円を取り消し手数料として収受し、残額を払い戻す

②当該運賃をより高額な適用可能運賃への支払いに全額充当することも可。この場合航空券のENDORSEMENT欄には、“NONREF / ×××”を記入（注）

「出発後」

①旅行取り止めの場合

出発地からすでに旅行した区間を適用可能運賃で再計算し、支払い額との差額がある場合はその差額の15%を取り消し手数料として収受し、残額を払い戻す

②旅行継続の場合

出発地から再計算した、より高額な適用可能運賃への支払いに全額充当可。この場合航空券のENDORSEMENT欄には、“NONREF / ×××”を記入（注）

（注）その後に払い戻しが生じた場合には、取り消し手数料を収受②のケースで（注）に該当する場合、取り消し手数料は①の額を収受する。

(c)「発券後出発まで」

①大人17,500円、小児13,200円を取り消し手数料として収受し、残額を払い戻す

②当該運賃をより高額な適用可能運賃への支払いに全額充当することも可。この場合航空券のENDORSEMENT欄には、“NONREF / ×××”を記入（注）

「出発後」

①旅行取り止めの場合：払い戻し不可

②旅行継続の場合

出発地から再計算した、より高額な適用可能運賃への支払いに全額充当可。ただし、変更しようとする便の日付の前日までに、変更手続きをしなければならない。この場合航空券のENDORSEMENT欄には、“NONREF / ×××”を記入（注）

（注）その後に払い戻しが生じた場合には、取り消し手数料を収受出発後の②のケースで（注）に該当する場合、取り消し手数料は

①に「払い戻し不可」とあるので当該特別運賃の全額を収受する。